

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 1 月 28 日号 (No.368)

I. 重要法令等の解説

1. 「『民事訴訟法』の改正に関する決定」
2. 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」
3. 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」
4. 「ネットワーク安全審査規則」
5. 「会社法（改正草案）」

II. 注目法令等の紹介

1. 「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズムによる推奨に関する管理規定」
2. 「企業環境情報法定開示管理規則」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

本号編集責任者：石本 茂彦

I. 重要法令等の解説

1. 「『民事訴訟法』の改正に関する決定」

（原文「关于修改《中华人民共和国民事诉讼法》的决定」）

全国人民代表大会常務委員会 2021 年 12 月 24 日公布、2022 年 1 月 1 日施行

執筆担当：張 超、塩崎 耕平、宇賀神 崇

「民事訴訟法」の改正に関する決定（以下「本決定」という。）は、「民事訴訟法（2017 年改正）」（以下「旧法」といい、改正後の民事訴訟法を「新法」という。）を大要以下のとおり改正するものである。

- ①オンラインによる訴訟活動についても、通常の訴訟活動と同様の法的効力を有することを明確にするとともに、従来認められていなかった判決書、裁定書や調解書の電子送達を可能とした。
- ②1人の裁判官が単独で審理できる事件の範囲を拡大した。
- ③少額訴訟の適用範囲の調整と手続の簡略化を行った。
- ④調解合意の司法確認手続に関する対象範囲の拡大と管轄規則の細分化等を行った。

(1) 概要

民事訴訟法は、1991 年の制定以来、2007 年、2012 年及び 2017 年の 3 回にわた

中国最新法令 < 速報 >

って改正されてきた。本決定は、これらに続く 4 回目の改正である¹。

(2) オンラインによる訴訟活動の法的効力の確認及び電子送達の対象の拡大等

まず、当事者の同意があれば、情報ネットワークプラットフォームを通じて民事訴訟活動を行うことが可能となり、かつオフラインの訴訟活動と同等の法的効力を有することが明確化された（1 条（新法 16 条））。

また、送達について、旧法では、人民法院は、受送達者の同意を得て、ファクシミリ、電子メール等、その受領を確認できる方式を用いて送達することができるものとして訴訟文書を挙げているが、判決書、裁定書、調解書の送達はその対象から除外されていた（旧法 87 条）。本決定では、受送達者の同意がある場合には、判決書、裁定書及び調解書の送達も電子送達の方式により送達できるようになり、かつ送達情報が送達を受ける者の特定のシステムに到達した日を電子送達の送達日とすることが明確にされた（6 条（新法 90 条））。

さらに、公示送達の公示期間が 60 日から 30 日に短縮された（7 条（新法 95 条））。

(3) 単独裁判官制度の適用範囲の拡大と制限

旧法では、人民法院において 1 名の裁判官が単独で審理を担当できるのは、原則として第一審の簡易手続による審理が適用される民事事件のみであり、その他の場合は合議廷を構成して審理する必要があるとされていた（旧法 39、160 条）。簡易手続による審理が適用される事件とは、(i) 基層人民法院及びその派出法廷が審理する、(ii) 事実が明らかであり、(iii) 権利義務関係が明確であり、(iv) 争いの大きくない、(v) 簡単な民事事件と定められていた（旧法 157 条）。

本決定は、単独裁判官制度の適用範囲を下表のとおり拡大した。具体的には、簡易手続の第一審民事事件のほか、普通手続の第一審事件であっても、下表の要件さえ満たせば単独で審理できることが定められた（2 条（新法 40 条））。加えて、中級人民法院における第二審民事事件でも、下表の要件を満たせば単独で審理することができるようになった（3 条（新法 41 条））。

単独裁判官制度の適用範囲

	旧法	本決定
第一審・簡易手続	第一審の簡易手続による審理が適用される民事事件（(i) 基層人民法院及びその派出法廷が審理する、(ii) 事実が明らかであり、(iii) 権利義務関係が明確であり、(iv) 争いの大きくない、(v) 簡単な民事事件）（旧法 39、157 条、新法 40、160 条）	第一審の、(i) 基層人民法院が審理する、(ii) 基本的な事実が明らかであり、(iii) 権利義務関係が明確である民事事
第一審・普通手続	-	第一審の、(i) 基層人民法院が審理する、(ii) 基本的な事実が明らかであり、(iii) 権利義務関係が明確である民事事

¹ 今般の民事訴訟法改正の意見募集稿（2021 年 10 月 23 日公布）も、[本ニュースレターNo.363（2021 年 11 月 12 日発行）](#)で紹介した。

中国最新法令 < 速報 >

		件（新法 40 条 2 項 2 文）
第二審	-	第二審の民事事件のうち、 ①第一審において簡易手続による審理が終結し、又は民事裁定 ² を不服として上訴がなされ、 ②(i)中級人民法院が審理する、(ii)事実が明らかであり、(iii)権利義務関係が明確であり、 ③双方当事者の同意を経たもの（新法 41 条 2 項）

他方、本決定は、単独裁判官による審理を行えない 6 種類の事件（国家利益や社会公共利益にかかわる事件、集団的な紛争にかかわり、社会の安定に影響する可能性のある事件等）を明示した（4 条（新法 42 条））。人民法院は、審理の過程で単独裁判官による審理を行うべきでないことを発見した場合に、合議廷による審理へと変更することを裁定しなければならず、また当事者は、単独裁判官による審理が法律の規定に違反すると認める場合に、人民法院に対し異議を申し立てることができる旨の規定も追加された（5 条（新法 43 条））。

（4）少額訴訟の対象範囲の調整及び手続の簡略化

民事訴訟法では、簡易手続による少額の訴訟（「少額訴訟」）には、一審終審制が適用されている。旧法では、簡易手続が適用される民事事件（その要件は上記（3）第 1 段落参照）のうち、訴額が各省、自治区、直轄市の前年度の就業者年間平均賃金の 30%以下である訴訟が、これにあたる（旧法 157、162 条）。

本決定では、少額訴訟の訴額が各省、自治区、直轄市の前年度の就業者年間平均賃金の 50%以下に引き上げられ、かつ金銭給付の事件に限定された（9 条（新法 165 条 1 項））。また、訴額が上記の額を超えても、各省、自治区、直轄市の前年度の就業者年間平均賃金の 2 倍以下である場合は、当事者双方の約定により少額訴訟によることができることが規定された（9 条（新法 165 条 2 項））。

また、本決定では、少額訴訟によることができない 6 種類の事件（人身関係、財産権確認紛争にかかわる事件や涉外民事紛争、当事者が反訴を提起した事件等）が明確化された（10 条（新法 166 条））ほか、当事者による少額訴訟の適用に関する異議申立ての権利も新たに明記された（13 条（新法 169 条 2 項））。

さらに、本決定は、少額訴訟事件について、一回の開廷審理で結審させ、かつその場で判決を言い渡すことができる旨の規定（11 条（新法 167 条））、及び審理期間を短縮する（事件を立件した日から原則として 2 か月以内に結審することとする）旨の規定も追加した（12 条（新法 168 条））。

² 事件を受理しない旨の裁定、管轄権異議に対する裁定及び訴えを却下する裁定に対しては、上訴が可能である（新法 157 条）。

中国最新法令〈速報〉

(5) 調解合意の司法確認手続の対象範囲の拡大と管轄規則の細分化

旧法では、調解³合意の司法確認⁴を申し立てる場合には、双方当事者が人民調解法等の法律により、共同で調解組織所在地の基層人民法院に提出することとされている（旧法 194 条）。しかし、人民調解法等によれば、特定の調解組織（例えば人民調解委員会）しか調解を行うことができない仕組みになっているため、その他の調解組織の調解によりなされた調解合意について司法確認を人民法院に申し立てられるか否かについて、実務上争いがあった。本決定は、調解の紛争解決機能を十分に発揮させるため、司法確認の対象範囲を「法により設立された調解組織の調解により達成された調解合意」に拡大し（15 条（新法 201 条））、中国消費者協会等の社会団体の調解により達成された調解合意の司法確認に対し明確な法的根拠を与えた。

また、本決定は、調解の主体と類型に基づき、司法確認を「人民法院が調解組織を招聘して先に調解を行う場合」と「調解組織が自ら調解を行う場合」に細分化した上で、それぞれの管轄法院を明確化した（15 条（新法 201 条））。

（全 16 条）

2. 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」

（原文「外商投資准入特別管理措置（负面清單）（2021 年版）」）

国家發展改革委員会、商務部令第 47 号

国家發展改革委員会、商務部 2021 年 12 月 27 日公布、2022 年 1 月 1 日施行

3. 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」

（原文「自由貿易試験区外商投資准入特別管理措置（负面清單）（2021 年版）」）

国家發展改革委員会、商務部令第 48 号

国家發展改革委員会、商務部 2021 年 12 月 27 日公布、2022 年 1 月 1 日施行

執筆担当：李 昕陽、塩崎 耕平、五十嵐 充

「外商投資参入特別管理措置（以下「外商投資ネガティブリスト」という。）」は、外商投資の参入に対する特別の管理措置を定めたものである。中国では、外商投資に対する管理制度として、参入前内国民待遇及び外商投資ネガティブリストによる管理を基本制度とする（外商投資法 4 条）。国家發展改革委員会及び商務部は、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）（以下「外商投資ネガティブリスト 2021 年版」という。）及び自由貿易試験区外商投資参入特別

³ 人民調解法では、調解（人民調解）について、「人民調解委員会が説得、調整等の方法により、当事者の平等な協議を基盤とした自由意思による調解合意を促し、民間紛争を解決する活動」と定義している（同法 2 条）。

⁴ 司法確認を経れば、一方当事者が履行を拒絶し又は完全には履行しない場合には、相手方当事者は、調解合意に基づき強制執行を申し立てることが可能となる（新法 202 条）。

中国最新法令 < 速報 >

管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）⁵（以下「自由貿易試験区外商投資区ネガティブリスト2021年版」という。）を公布し、外商投資の参入規制をさらに緩和した。

外商投資ネガティブリスト2021年版の項目数は、2020年版の33項目から31項目に減少し、自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト2021年版の項目数は、2020年版の30項目から27項目に減少した⁶。いずれも特別管理措置の追加はない。

(1) 全国と自由貿易試験区で共に規制が緩和された項目

外商投資ネガティブリスト2021年版及び自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト2021年版においては、下表のとおり、乗用車の製造、衛星テレビ放送地上受信設備及び基幹部品の生産に関する外商投資制限が削除された。これにより、全国範囲において自動車製造業に関する外商投資に対する規制が撤廃されるとともに、自由貿易試験区については、製造業における外商投資に対する規制はすべて撤廃された。

分野	外商投資ネガティブリスト2020年版&自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト2020年版	外商投資ネガティブリスト2021年版&自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト2021年版
製造業	・ 専門用途車、新エネルギー自動車、商用車を除き、自動車完成車の製造は中国側の持分比率が50%を下回らないものとし、一外国企業は国内に2社及び2社以下の同じ分類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。 （外商投資ネガティブリスト2020年版8項、自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト2020年版5項） ⁷	・ 左記項目の削除
	・ 衛星テレビ放送地上受信設備及び基幹部品の生産 （外商投資ネガティブリスト2020年版9項、自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト2020年版6項）	・ 左記項目の削除 ⁸

⁵ 自由貿易試験区外商投資ネガティブリストは、外商投資ネガティブリストに優先して全国21箇所の自由貿易試験区（上海、広東、重慶、天津等）において適用されるものである。

⁶ 外商投資ネガティブリスト2021年版及び自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト2021年版の施行により、外商投資ネガティブリスト2020年版及び自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト2020年版は廃止される。なお、外商投資ネガティブリスト2020年版及び自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト2020年版については、[本ニュースレターNo.331（2020年7月10日発行）](#)を参照されたい。

⁷ 2018年版の外商投資ネガティブリスト及び自由貿易試験区外商投資ネガティブリストにおいて、すでに乗用車製造分野の参入制限の撤廃に関する移行期間が規定されていた。すなわち、2022年に、乗用車の製造に係る外資持分比率制限及び外国企業の合弁企業の設立に関する規制を撤廃することが示されていた。

⁸ この項目は外商投資ネガティブリスト2021年版及び自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト2021年版で削除されたものの、当該分野に対する外資による投資がいかなる制限を受けないということの意味するものではなく、中国内資企業と同等に「市場参入ネガティブリスト」等の規定を遵守する必要がある。ちなみに、「市場参入ネガティブリスト（2020年）」では、内外資投資者は、許可を受けることなく、衛星テレビ放送地上受信設備の生産、輸入、販売、据付及び使用をしてはならないことが規定されている。

中国最新法令 < 速報 >

(2) 自由貿易試験区でのみ規制が緩和された項目

自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト 2021 年版においては、市場調査⁹及び社会調査¹⁰分野に関する外商投資規制が緩和された。具体的には、下表のとおりである。

分野	外商投資ネガティブリスト 2021 年版 & 自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト 2020 年版	自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト 2021 年版
リース及びビジネスサービス	<ul style="list-style-type: none"> 市場調査は合弁に限定し、このうちラジオ聴取・テレビ視聴調査は中国側の持分支配としなければならない。 (外商投資ネガティブリスト 2021 年版 17 項、自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト 2020 年版 16 項) 社会調査への投資を禁止する。 (外商投資ネガティブリスト 2021 年版 18 項、自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト 2020 年版 17 項) 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ聴取・テレビ視聴調査は中国側の持分支配としなければならない。 社会調査は中国側の持分比率が 67% を下回ってはならず、法定代表者が中国国籍を有しなければならない。 (自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト 2021 年版 14 項)

(3) 外商投資ネガティブリスト管理の適正化

外商投資ネガティブリスト 2021 年版及び自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト 2021 年版では、外商投資ネガティブリスト（又は自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト）において外資による投資が禁止されている分野に従事する国内企業は、国外で株式を発行して上場取引を行う場合、①国家関連主管部門の審査及び同意を得なければならない¹¹、②外国投資者は当該国内企業の経営管理に参加してはならず、③その持株比率は、外国投資者の国内証券投資管理の関連規定¹²を参照して実施することが明記された（外商投資ネガティブリスト 2021 年版 6 条、自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト 2021 年版 6 条）。この条項は、外商投資ネガティブリストにおいて外資による投資が禁止されている分野に従事する国内企業が国外で上場するための政策的支援を提供するとともに、外国投資者の投資ルートを拡大することを目的とするものである。

上記に加え、外商投資ネガティブリスト 2021 年版及び自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト 2021 年版は、外商投資法及びその実施条例の関連規定に基づき、

⁹ 「涉外調査管理規則」3 条によれば、市場調査とは、商品及び商業サービスの市場における動き及び見通しについての情報を収集し整理する活動を指すとされている。また、「国民経済業種分類注釈」によれば、市場調査には、ラジオ聴取・テレビ視聴調査、市場分析調査サービス（これには市場分析研究サービス、競争対象調査サービス、消費行為調査サービス、企業調査サービス等が含まれる）、統計調査サービス、社会及び民意調査サービス、その他の市場調査サービスが含まれる。

¹⁰ 「涉外調査管理規則」3 条によれば、社会調査とは、市場調査のほか、アンケート、インタビュー、ウォッチング又はその他の方式により、社会情報を収集、整理し、分析する活動を指すとされている。

¹¹ 国家発展改革委員会によるネガティブリスト 2021 年版に関する記者会見によれば、国家関連主管部門の審査及び同意を得なければならない対象は、国内企業の国外上場行為自体ではなく、国内企業の国外上場に対してネガティブリストにおける禁止規定を適用しないことであるとのことである。

¹² 外国投資者の持株比率については、外国投資者が適格外国機関投資家（QFII）、人民元適格外国機関投資家（RQFII）、株式市場取引相互接続の仕組み等を通じて国内証券市場に投資する場合の持株比率制限と一致する。すなわち、単一の外国投資家及びその関係者の持株比率は関連上場会社の株式総数の 10% を超えてはならず、全ての外国投資家及びその関係者の持株比率の合計は、関連上場会社の株式総数の 30% を超えてはならない（商務部によるネガティブリスト 2021 年版に関する記者会見）。

中国最新法令〈速報〉

国内外投資者に「市場参入ネガティブリスト」の関連規定を統一的に適用し、外商投資企業が中国国内（又は自由貿易試験区）において投資する場合、外商投資ネガティブリスト（又は自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト）の関連規定に合致しなければならないことを明記した（外商投資ネガティブリスト 2021 年版 1 条、3 条、自由貿易試験区外商投資ネガティブリスト 2021 年版 1 条、3 条）。

4. 「ネットワーク安全審査規則」

（原文「网络安全审查办法」）

国家インターネット情報弁公室・国家発展改革委員会・工業情報化部・公安部・国家安全部・財政部・商務部・中国人民銀行・国家市場監督管理総局・国家ラジオテレビ総局・中国証券監督管理委員会・国家秘密保護局・国家暗号管理局令第 8 号

国家インターネット情報弁公室・国家発展改革委員会・工業情報化部・公安部・国家安全部・財政部・商務部・中国人民銀行・国家市場監督管理総局・国家ラジオテレビ総局・国家秘密保護局・国家暗号管理局制定、2021 年 12 月 28 日公布、2022 年 2 月 15 日施行

執筆担当：柴 巍、福島 翔平、井村 俊介

「ネットワーク安全審査規則（2021）」（以下「本規則」という。）は、現行の「ネットワーク安全審査規則」（以下「現行規則」という。）¹³が 2020 年 6 月 1 日に施行されてからわずか 1 年半で公布され、また、意見募集稿¹⁴の公表から約 5 か月半で公布された。本規則が、比較的短い期間で公布・施行された背景には、社会経済の動向を踏まえたネットワーク安全審査の実施の必要性が存在すると思われる¹⁵。

本規則では、中国国外で上場するネットワーク・プラットフォーム運営者に対してネットワーク安全審査を実施する目的で、ネットワーク・プラットフォーム運営者がネットワーク安全審査の対象となることを明示的に規定した。

本規則の主な内容は以下のとおりである（改正箇所は下線で表示する。）。

¹³ 現行規則について、[本ニュースレターNo.327（2020年5月15日発行）](#)をご参照。

¹⁴ 本規則の意見募集稿について、[本ニュースレターNo.357（2021年8月6日発行）](#)をご参照。

¹⁵ ネットワーク安全審査弁公室（国家インターネット情報弁公室の 1 つの部門）は、2021 年 7 月 2 日、国家安全法及びネットワーク安全法に基づき、プラットフォームを通じて配車サービスを提供する「滴滴出行」に対し、現行規則に従ってネットワーク安全審査を実施する旨公告し（http://www.cac.gov.cn/2021-07/02/c_1626811521011934.htm）、また、2021 年 7 月 5 日には、「運满满」、「貨車幫」及び「Boss 直聘」に対してもネットワーク安全審査を行う旨公告した（http://www.cac.gov.cn/2021-07/05/c_1627071328950274.htm）。しかし、現行規則上、ネットワーク安全審査の対象が「重要情報インフラ運営者」に限定されており、一方、ネットワーク安全審査の対象となった上記事業者が「重要情報インフラ運営者」と認定されていたか否かは明確ではないため、上記のネットワーク安全審査が、現行規則に基づく手続きが否かは必ずしも明確ではなかった。

中国最新法令 < 速報 >

(1) ネットワーク安全審査の実施

①重要情報インフラ運営者¹⁶によるネットワーク製品及びサービスの調達、②ネットワーク・プラットフォーム運営者¹⁷（以下、本規則同様、重要情報インフラ運営者と合わせて「当事者」と総称する。）によるデータ取扱行為が、国家の安全に影響を及ぼし得る場合には、ネットワーク安全審査を行わなければならない（2条1項）。

(2) 当事者の自主申告義務

①重要情報インフラ運営者がネットワーク製品及びサービスを調達する場合、当該製品及びサービスによる国家安全リスクを事前に判断しなければならず¹⁸、国家の安全に影響を及ぼし得る場合は、ネットワーク安全審査弁公室に対しネットワーク安全審査を申告しなければならない（5条）。また、②100万を超えるユーザーの個人情報保有するネットワーク・プラットフォーム運営者が国外で上場する場合、ネットワーク安全審査弁公室に対し、ネットワーク安全審査を申告しなければならない（7条）¹⁹。

(3) ネットワーク安全審査の評価要素

ネットワーク安全審査においては、以下の国家安全リスク要素を重点的に評価する（10条）。

- ① 製品及びサービスの使用後にもたらされる、重要情報インフラが不法に制御され、妨害又は破壊を受けるリスク
- ② 製品及びサービスの供給中断が重要情報インフラ業務の連続性に与える危害
- ③ 製品及びサービスの安全性、開放性、透明性、提供元の多様性、供給ルートの信頼性及び政治、外交、貿易等の要素によって供給中断がもたらされるリスク
- ④ 製品及びサービスの提供者による中国の法律、行政法規、部門規則の遵守状況
- ⑤ 核心的データ、重要データ又は大量の個人情報が窃取、漏洩、毀損及び違法利用され、違法に域外移転されるリスク
- ⑥ 上場する場合、重要情報インフラ、核心的データ、重要データ又は大量の個人情報が外国政府から影響を及ぼされ、制御され、悪意利用されるリスク、及びネットワーク情報安全リスクが存在すること
- ⑦ 重要情報インフラの安全、ネットワーク安全及びデータ安全を害するおそれのあるその他の要素

¹⁶ 現行規則では、重要情報インフラ運営者を、重要情報インフラ保護業務部門の認定を受けた運営者と定義している（現行規則20条1項）。本規則では当該定義は削除されたが、本規則の上位法令である「重要情報インフラ安全保護条例」（2021年9月1日施行）に同趣旨の規定が存在する。

¹⁷ 本規則及び関連法令において「ネットワーク・プラットフォーム運営者」は定義されていない。

¹⁸ 重要情報インフラ運営者による当該判断が可能となるよう、本規則は、重要情報インフラ保護業務部門が各業種・分野に係る事前判断ガイドラインを制定できると規定している（5条2項）。

¹⁹ なお、本規則に関する記者会見によれば、中国当局は、対外開放を基本政策としており、中国国内の企業が海外市場で資金調達することを支持しているとのことである（http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894602460572.htm）。もっとも、本規則の付随的な影響により、中国国内企業が海外市場に上場すること又は上場を維持することが困難となる可能性も存在する。

中国最新法令 < 速報 >

(4) ネットワーク安全審査の審査手続**ア ネットワーク安全審査の開始方法**

当事者がネットワーク安全審査の申告を提出する場合、ネットワーク安全審査弁公室は、審査申告資料を受領してから 10 業務日以内に、審査が必要か否かを確定し、かつ書面で当事者に通知しなければならない（9 条）。

イ 初期審査

ネットワーク安全審査が実施される場合、まず初期審査が行われる。ネットワーク安全審査弁公室は、ネットワーク安全審査を実施する必要があると判断した場合には、当事者に対して書面通知を発した日から 30 業務日以内に初期審査を完了しなければならないが、当該期間中に①審査結果に係る提案を作成し、②当該提案をネットワーク安全審査業務体制の構成単位及び関連部門に送付して意見を求めなければならない（11 条）。

ウ ネットワーク安全審査業務体制の構成単位及び関連部門による意見

ネットワーク安全審査業務体制の構成単位及び関連部門は、ネットワーク安全審査弁公室により審査結果に係る提案を受け取った日から 15 業務日以内に書面で意見を回答しなければならない（12 条 1 項）。ネットワーク安全審査業務体制の構成単位及び関連部門の意見が一致するに至った場合は、審査を終了し、ネットワーク安全審査弁公室は、書面形式で審査結果を当事者に通知する（12 条 2 項）。

エ 特別審査

ネットワーク安全審査業務体制の構成単位及び関連部門の意見が一致しない場合、当事者に通知の上、特別審査手続を行う（12 条 2 項）。なお、特別審査手続の期間は、通常 90 業務日であるが、状況が複雑な場合には延長が可能である（14 条）。

（全 23 条）

中国最新法令 < 速報 >

5. 「会社法（改正草案）」

（原文「公司法（修订草案）」）

全国人民代表大会常务委员会 2021 年 12 月 24 日公表、意見募集期限 2022 年 1 月 22 日

執筆担当：呉 馳、水本 真矢、鈴木 幹太

今回の「会社法（改正草案）」²⁰（以下「本草案」という。）は、2005 年の改正以来 2 回目の会社法の全面的な改正を行おうとするものであり、注目が集まっている。

本草案では、主に、①会社設立・撤退に関する制度の調整、②機関設計の柔軟化等、③会社持分・株式及び資本制度の調整、④支配株主及び経営管理者の責任の強化、⑤その他の修正が行われている。本草案は大部であるため、2 回に分けて紹介することとし、本号では①及び②について紹介をし、③、④及び⑤については次号で紹介することとする。

（1）背景

中国の現行会社法は、1993 年に制定された。その後、1999 年、2004 年に部分的な改正が行われ、2005 年に全面的な改正がされた後、2013 年及び 2018 年に会社資本制度に関する改正が行われた。しかし、現行会社法は、再び一部の内容が近年会社法以外の法令・政策等により進められてきた会社制度の刷新及び実務より遅れてきており、また、基礎的な制度が整備されておらず、中小投資者や債権者の保護制度が不足している等の問題も存在している。

このような背景を踏まえ、第 13 期全国人民代表大会常务委员会立法計画²¹には会社法の改正が収録され、2019 年から改正草案のドラフト作業が行われていた。第 13 期全国人民代表大会常务委员会第 32 回会議は、2021 年 12 月 24 日、本草案を審議し、2022 年 1 月 22 日まで意見募集を行った²²。

本草案は、現行会社法の基本的な枠組みは踏襲しつつも、実務上重要な問題点や制度の弱点を修正し、先行して行われていた制度の刷新や実効性のある実務を会社法上の制度として取り入れつつ、民法典、外商投資法、証券法等の法令との整合性を取り、また、既存の法令や司法解釈の規定を会社法の規定として吸収している。

本草案は、15 章 260 条からなっており、現行会社法（13 章 218 条）と比べると、実質的な修正箇所は約 70 条となっている。

主な修正内容は以下のとおりである。なお、特に言及しない限り、有限責任会社と株式会社の両方に共通である。

²⁰ 本草案の意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。

²¹ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201809/f9bfff485a57f498e8d5e22e0b56740f6.shtml>

²² <http://www.npc.gov.cn/flcaw/more.html>

中国最新法令 < 速報 >

(2) 会社設立・撤退に関する制度の調整

ア 登記制度の調整

本草案は、新たに第2章として「会社登記」の章を新設し、「会社登記管理条例」や「企業情報公示暫定条例」で規定されていた変更登記や抹消登記の手続きを会社法上規定した。

また、新たに簡易抹消登記制度を設けた。会社は、清算手続の際、その存続期間中に債務が生じず又は全債務を弁済しており、全株主の承諾を得た場合、簡易手続で抹消登記を行うことができ、企業情報開示システムを通じて20日以上の公告を行い、公告期間中に異議がなければ、20日以内に抹消登記を申請することができるようになった(235条)。

イ 現物出資財産の拡大

本草案は、(設立時の出資に限らず)現物出資可能な財産として、持分及び債権を追加した(43条、100条)。持分の現物出資は「会社法の適用における若干問題に関する規定(三)」11条²³で、債権の現物出資は「会社登録資本登記管理規定」7条²⁴で規定されていたが、初めて法律レベルで確認された。これにより、現物出資の方法を用いた自社株を対価とする子会社化取引や、デット・エクイティ・スワップ(DES)が可能であることが会社法の条文上も明確にされた。

ウ 会社の設立に関する制限の緩和

現行会社法では、一人有限責任会社(株主が1人の自然人又は1社の法人である

²³ 「会社法の適用における若干問題に関する規定(三)」11条

出資者が他の会社の持分をもって出資し、以下の条件に合致する場合、人民法院は、出資者が出資義務を履行済みであると認定しなければならない。

(1)出資した持分に関して出資者が合法的に保有し、かつ法に従い譲渡できること
(2)出資した持分に関して権利に瑕疵がなく、又は権利に負担がないこと
(3)出資者が持分譲渡に関する法定手続をすでに履行していること
(4)出資した持分に関してすでに法に基づき価格評価が行われたこと

持分による出資が前項第1号、第2号、第3号の規定に合致せず、会社、他の株主もしくは会社債権者が出資者の出資義務の履行が未了であると認定するよう主張した場合、人民法院は、当該出資者に対して、指定した合理的期間内に補正措置をとり、上記条件に合致させるよう命じなければならない。期限を徒過してなお補正しないときは、人民法院は、その法による出資義務の全面的履行が未了であると認定しなければならない。

持分による出資が本条第1項第4号の規定に合致せず、会社、他の株主又は会社債権者が、出資者の出資義務の履行が未了であると認定するよう求めた場合、人民法院は本規定9条の規定に従い処理しなければならない。

²⁴ 会社登録資本登記管理規定7条

債権者は、自らが法に基づき保有する中国国内に設立された会社に対する債権を、会社持分に転換することができる。

会社持分に転換する債権は、下記のいずれかに合致しなければならない。

(1)債権者がすでに債権に対応する契約上の義務を履行しており、かつ法律、行政法規、國務院の決定又は会社定款の禁止規定に違反していないこと
(2)人民法院の効力が生じた裁判又は仲裁機関の判断によって確認されていること
(3)会社の破産更生(原文は「重整」)又は和解の期間において、人民法院の認可を受けた更生計画又は認可の裁定を受けた和解合意に組み入れられていること

会社持分への転換に用いる債権に2人以上の債権者が存在する場合は、債権者は債権について分割を行っていないなければならない。

債権を会社持分に転換する場合は、会社は登録資本を増加しなければならない。

中国最新法令 < 速報 >

有限責任会社)は新たに一人有限責任会社を設立することはできないとされているが(現行会社法 58 条)、本草案は同規定を削除した。

また、現行会社法では株式会社の発起人は 2 名以上 200 名以下とされているが(現行会社法 78 条)、本草案は 1 人の自然人又は 1 社の法人でも株式会社を設立することができるとしている(93 条)。

エ 会社清算制度の調整

本草案は、董事が清算義務者であることを明確にした上で²⁵、会社清算についての清算義務者及び清算委員会の義務・責任を規定、強化している。

まず、清算義務者については、清算義務を遅滞なく履行せず会社又は債権者に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない(228 条)と明記された。

次に清算委員会については、清算に関する職責を履行する際に忠実義務及び勤勉義務を負うとされた(234 条)。その上で、清算委員会については、会社に対する賠償責任と債権者に対する賠償責任が分けて規定され²⁶、会社については清算に関する職責の履行を怠り、会社に損失を与えたときは賠償責任を負うとされ、債権者については、故意又は重過失により債権者に損失を与えたときは賠償責任を負うとされた(234 条)。

(3) 機関設計の柔軟化等

ア 董事会の役割

本草案は、董事会を会社の執行機関と位置付け(62 条、124 条)、董事会の職権については、広く、会社法及び定款で規定された株主会の職権以外の職権、とした(62 条、124 条)。

中国の会社法はこれまで基本的に株主会及び董事会が意思決定をし、具体的な業務の執行は董事会が任命した総経理以下の高級管理職が担うものとしていた。しかし、本草案は、デフォルトルールとしては董事会は株主会の職権以外の全ての職権を有することとし、他方、総経理を設置して定款で規定された事項や董事会から授権した職権を行使させることができるとしており(69 条、131 条)、会社の選択により董事会と総経理等の間の役割分担を従前と比べ柔軟に設計することを可能とした。もっとも、総経理の職権は董事会からの授権に基づくことから、会社の意思決定及び業務執行の双方について、株主によって直接選任された董事会が一次的な責任を負うことになると思われる。

イ 監査委員会設置会社の新設

また、本草案は、監査委員会設置会社を認めている(64 条、125 条)。監査委員会

²⁵ 現行会社法上、清算は清算委員会が行うものとされ、有限責任会社の清算委員会は株主により構成されるため(現行会社法 183 条)、董事の関与が規定されていなかった。

²⁶ 現行会社法では、会社と債権者に対する賠償責任は同じであり、故意又は重過失により損失を与えた場合は賠償責任を負うとされている(現行会社法 189 条)。

中国最新法令 < 速報 >

は董事会に設置され、監査委員会設置会社は監事又は監事会を設置しないことができる。監査委員会は、会社の財務・会計を監督し、かつ定款に定めるその他の権限を行使するとされている。

これにより、会社は、「董事会+監事会/監事」、「董事会+監査委員会」又は「董事会+監査委員会+監事会/監事」のいずれかを選択することができるようになる。

監査委員会は董事により構成されることから、監事と異なり董事会での議決権を有するため、より実効的なガバナンスが期待できる面もある。なお、日本の会社法における監査等委員会設置会社の様に、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を分けて選任することの要否は明記されておらず、董事のうち誰を監査委員とするかをどのように決定するかは明らかではない。

監事会に関する規定は基本的にそのまま維持されており、監事会は董事及び高級管理職に対して業務執行報告の提出を要求することができるという権限が追加されている（81条）。

ウ 規模が小さい会社の機関設計の柔軟化

一方で、本草案は、下表のとおり、「規模が小さい会社」には董事会及び監事会の設置について柔軟な組織構造を採用することを認めている。なお、引き続き「規模が比較的小さい」の定義は明確ではない。

(修正は下線部)

		現行会社法	本草案
規模が小さい 有限責任会社	董事	董事会を設置しないことができる。 董事会を設置しない場合、 <u>1名の執行 董事を置く。</u> (現行会社法 50 条)	董事会を設置しないことができる。 董事会を設置しない場合、 <u>1名の董事 又は経理を置く。</u> (70 条)
	監事	監事会を設置しないことができる。 監事を設置しない場合、 <u>1名又は2名 の監事を置く。</u> (現行会社法 51 条)	監事会を設置しないことができる。 監事会を設置しない場合、 <u>1名又は2 名の監事を置く。</u> (84 条)
規模が小さい 株式会社	董事	<u>董事会を必ず設置しなければなら ない。</u>	董事会を設置しないことができる。 <u>董事会を設置しない場合、1名又は2 名の董事を置く。</u> (130 条)
	監事	<u>監事会を必ず設置しなければなら ない。</u>	監事会を設置しないことができる。 <u>監事会を設置しない場合、1名又は2 名の監事を置く。</u> (137 条)

エ 従業員代表である董事の適用範囲の拡大、董事会構成員上限の撤廃

現行会社法上、国有独資企業等にも求められていた従業員代表である董事について（現行会社法 67 条）、本草案は、従業員数が 300 人以上の会社にも設置義務を課した（63 条、124 条）。従業員数 300 人以上の会社については株主以外のステー

中国最新法令〈速報〉

クホルダーとして従業員の意見を取り入れることが必要となる。

オ 董事会構成員の人数に関する上限の撤廃

その他、董事会構成員の人数に関する上限（現行会社法では有限責任会社は 13 名、株式会社は 19 名）が撤廃されている（124 条）。

カ 小括

本草案は機関設計に関する会社の選択肢を増やし、機関設計を柔軟化したものと評価できる。例えば、董事会が業務執行も担うこととし、監事会設置会社を選択すれば、日本の株式会社における監査役会設置会社に近い構造となり、監査委員会設置会社を選択すれば、日本の株式会社における監査等委員会設置会社に近い構造とすることも可能である。

他方で、従業員数 300 人以上の規模の大きな会社には従業員代表董事の選任が求められるなど、株主以外のステークホルダーの利益を考慮することも求められるようになってきている。

（全 260 条）

II. 注目法令等の紹介

1. 「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズムによる推奨に関する管理規定」

（原文「互联网信息服务算法推荐管理规定」）

国家市場監督管理総局 2021 年 12 月 31 日公布、2022 年 3 月 1 日施行

執筆担当：崔 俊、福島 翔平、井村 俊介

近年、中国では、アルゴリズムを利用したアプリケーションが普及してきているが、これに伴い、アルゴリズムによる推奨に関するリスク（例えば、ビッグデータによる殺熟²⁷、依存の誘発等）も顕在化してきた。そのため、当該弊害を防止して、インターネット情報サービスに係るアルゴリズムに対する総合的な規制のもと、アルゴリズムによる推奨サービスの健全な発展を推進する必要が生じた。このような事情を背景として、国家市場監督管理総局は、「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズムによる推奨に関する管理規定」（以下「本規定」という。）を公布した。

本規定では、アルゴリズム推奨サービス提供者に一定の義務や措置等を課している。具体的には、アルゴリズム推奨サービス提供者は、①アルゴリズム推奨サービスを利用して国の安全、社会の公共利益、他人の合法权益等を脅かす活動に従事してはならず、

²⁷ ビッグデータを用いて、製品・サービスの長期的な利用者に対して同じ商品やサービスの短期的な利用者よりも高い価格を請求する価格差別の一種を言う。

中国最新法令〈速報〉

不適切な情報の伝達防止措置を実施する義務を負い(6条)、②定期的にアルゴリズム関連データなどを審査・評価し、ユーザーの依存を誘発するアルゴリズム・モデル等を設置してはならず(8条)、③アルゴリズムによる過剰な推奨等を通じて、インターネット上で形成される世論に影響を与えてはならない(14条)。特に、世論を形成する性質又は社会的影響力を有するアルゴリズム推奨サービス提供者は、届出義務を負い(24条)、また、安全評価を実施しなければならない(27条)。

(全 35 条)

2. 「企業環境情報法定開示管理規則」

(原文「企业环境信息依法披露管理办法」)

生態環境部 2021 年 12 月 11 日公布、2022 年 2 月 8 日施行

執筆担当：金 春賢、水本 真矢、五十嵐 充

世界では ESG 開示に関する議論が盛んである。中国においては、ESG のうち環境 (Environment) に関する情報開示について、生態環境部が 2021 年 5 月 24 日に「環境情報法定開示制度改革計画」を公表し、2025 年までの制度改革計画を示していた。このような流れの中で、生態環境部は、2021 年 12 月 11 日、「企業環境情報法定開示管理規則」(以下、「本規則」という)を公布した。本規則は、「環境保護法」、「固体廃棄物汚染環境防止改善法²⁸」、「大気汚染防止法」、「水質汚染防止改善法」、「企業事業単位環境情報開示規則」等に分散して規定されていた企業による環境情報の開示に関する規定を整理した上で、開示義務者、開示手続き及び開示内容等を明確にしている。

まず、開示義務者は、①重点汚染物質排出単位²⁹、②強制的クリーン生産審査の実施対象企業³⁰、③環境法違反行為により特定の罰則³¹を適用された上場会社及びその連結子会社並びに社債³²、非金融企業債を発行する企業等とされている(7条)。開示義務者のリストは毎年市レベルの生態環境主管部門によって公布される(9条)。

次に、開示手続きについて、開示義務者は、年次報告書及び臨時報告書を指定されたシステム³³を通じて提出しなければならない(11条)。また、開示内容については、

²⁸ 本ニュースレターNo.328 (2020年5月29日発行)をご参照。

²⁹ 重点汚染物質排出単位として選別される要件等については「重点汚染物質排出単位名簿管理規定(試行)」をご参照。<https://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201712/W020171201468746002498.pdf>

³⁰ ①汚染物質の排出が国・地方の規定する排出基準を超え、又は国・地方の規定する排出基準を超えてはいないが、重点汚染物質排出総量規制指標を超える場合、②単位あたりの製品エネルギー消費限度枠の基準を超える高エネルギー消費を行う場合、③有毒、有害な原料を使用して生産を行い、又は生産中に有毒、有害物質を排出する場合は、強制的クリーン生産審査を実施しなければならない(「クリーン生産促進法」27条)。

³¹ 前年度において次のいずれかの状況がある場合をいう。①環境法違反行為により刑事責任を追及された場合、②環境法違反行為により法に従い 10 万元以上の過料に処された場合、③環境法違反行為により 1 日ごとに課される処罰を連続して受けた場合、④環境法違反行為により生産制限、停止・改善を命じられた場合、⑤環境法違反行為により環境関連許可証を取り消された場合(8条)。

³² 企業債と公司債を含む。

³³ 本規則に基づく開示システムが新設される予定である(21条)。

中国最新法令 < 速報 >

生態環境部がガイドラインを策定するとされているが³⁴、年次報告書では、①企業基本情報、②企業の環境マネジメントに関する情報、③汚染物質の発生、処理及び排出に関する情報、④炭素排出（カーボン・エミッション）に関する情報、⑤緊急時対応計画（エマージェンシー・プラン）、⑥環境法違反に関する情報、⑦本年度の暫定環境情報等を開示しなければならないとされている（12条）³⁵。他方、臨時報告書では、環境に関連する行政許可に関する情報、環境法違反行為による処罰に関する情報、環境に関連する損害賠償に関する情報が開示対象となる（17条）。

その他、本規則は開示義務違反に関する罰則（5章）等についても規定している。

（全33条）

Ⅲ. その他の法令等一覧

2021年12月22日から2022年1月11日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）

1. 「『労働組合法』の改正に関する決定」
（原文：关于修改《中华人民共和国工会法》的决定）
（全国人民代表大会常务委员会、2021年12月24日公布、2022年1月1日施行）
2. 「騒音公害防止改善法」
（原文：中华人民共和国噪声污染防治法）
（全国人民代表大会常务委员会、2021年12月24日公布、2022年6月5日施行）
3. 「湿地保護法」
（原文：中华人民共和国湿地保护法）
（全国人民代表大会常务委员会、2021年12月24日公布、2022年6月1日施行）
4. 「科学技術進歩法（改正）」
（原文：中华人民共和国科学技术进步法）
（全国人民代表大会常务委员会、2021年12月24日公布、2022年1月1日施行）
5. 「『種子法』の改正に関する決定」
（原文：关于修改《中华人民共和国种子法》的决定）
（全国人民代表大会常务委员会、2021年12月24日公布、2022年3月1日施行）
6. 「反組織犯罪法」
（原文：中华人民共和国反有组织犯罪法）
（全国人民代表大会常务委员会、2021年12月24日公布、2022年5月1日施行）
7. 「人民検察院による罪受認・処罰受入事件の処理における量刑建議業務の展開に関する指導意見」
（原文：关于印发《人民检察院办理认罪认罚案件开展量刑建议工作的指导意见》的通知）
（最高人民検察院、2021年12月3日公布、同日施行）

³⁴ 本規定に基づき、生態環境部は、2021年12月31日、「企業環境情報法定開示様式準則」を公布している。

³⁵ 強制的クリーン生産監査の実施対象企業、特定の罰則を適用された上場会社及びその連結子会社並びに社債等を発行する企業はさらに一部の情報を開示する必要がある（14条、15条）。

中国最新法令 < 速報 >

8. 「**人民法院による建物資産司法競売における競買人資格の若干問題に関する規定**」
(原文: 关于人民法院司法拍卖房产竞买人资格若干问题的规定)
(最高人民法院、2021年12月17日公布、2022年1月1日施行)
9. 「**生態環境權利侵害事件における禁止令保全措置の適用に関する若干規定**」
(原文: 关于生态环境侵权案件适用禁止令保全措施的若干规定)
(最高人民法院、2021年12月27日公布、2022年1月1日施行)
10. 「**人民法院オンライン調解規則**」
(原文: 人民法院在线调解规则)
(最高人民法院、2021年12月30日公布、2022年1月1日施行)
11. 「**食品安全危害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈**」
(原文: 关于办理危害食品安全刑事案件适用法律若干问题的解释)
(最高人民法院、最高人民檢察院、2021年12月31日公布、2022年1月1日施行)
12. 「**インターネット宗教情報サービス管理規則**」
(原文: 互联网宗教信息服务管理办法)
(国家宗教事務局等5部門、2021年12月3日公布、2022年3月1日施行)
13. 「**投資プロジェクト審査認可制度改革のさらなる推進に関する若干意見**」
(原文: 关于进一步推进投资项目审批制度改革的若干意见)
(国家發展改革委員會、2021年12月15日公布、同日施行)
14. 「**環境保護、省エネルギー・節水プロジェクト企業所得稅優遇目録(2021年版)**」、「**資源綜合利用企業所得稅優遇目録(2021年版)**」
(原文: 关于公布《环境保护、节能节水项目企业所得税优惠目录(2021年版)》以及《资源综合利用企业所得税优惠目录(2021年版)》的公告)
(財政部、国家稅務總局、国家發展改革委員會、生態環境部、2021年12月16日公布、2021年1月1日から遡及的に施行)
15. 「**企業抹消手引き(2021年改正)**」
(原文: 关于发布《企业注销指引(2021年修订)》的公告)
(国家市場監督管理總局等5部門、2021年12月28日公布、同日施行)
16. 「**保險会社支払能力監督管理規則(Ⅱ)**」、「**『保險会社支払能力監督管理規則(Ⅱ)』の実施に関する事項についての通知**」
(原文: 关于印发保险公司偿付能力监管规则(Ⅱ)的通知、关于实施保险公司偿付能力监管规则(Ⅱ)有关事项的通知)
(中国銀行保險監督管理委員會、2021年12月30日公布、同日施行)
17. 「**医療衛生機関情報公開管理規則**」
(原文: 关于印发医疗卫生机构信息公开管理办法的通知)
(国家衛生健康委員會、国家中醫藥管理局、国家疾病預防抑制局、2021年12月29日公布、2022年2月1日施行)
18. 「**医療機器応急審査認可手続**」
(原文: 关于发布《医疗器械应急审批程序》的公告)
(国家藥品監督管理局、2021年12月29日公布、同日施行)
19. 「**企業環境情報法定開示様式準則**」
(原文: 关于印发《企业环境信息依法披露格式准则》的通知)
(生態環境部、2021年12月31日公布、2022年2月8日施行)

中国最新法令 < 速報 >

20. 「税関総合保税区管理規則」
(原文: 海关综合保税区管理办法)
(税関総署、2022年1月1日公布、2022年4月1日施行)
21. 「化粧品生産品質管理規範」
(原文: 关于发布《化妆品生产质量管理规范》的公告)
(国家藥品監督管理局、2022年1月6日公布、2022年7月1日施行)
22. 「女性權益保障法(改正草案)」
(原文: 中华人民共和国妇女权益保障法(修订草案))
(全国人民代表大会常務委員会、2021年12月24日公表、意見募集期限2022年1月22日)
23. 「国内企業の国外証券発行及び上場に関する管理規定(草案意見募集稿)」
(原文: 关于就《国务院关于境内企业境外发行证券和上市的管理规定(草案征求意见稿)》公开征求意见的通知)
(中国証券監督管理委員会、2021年12月24日公表、意見募集期限2022年1月23日)
24. 「国内企業国外証券発行及び上場届出管理規則(意見募集稿)」
(原文: 关于就《境内企业境外发行证券和上市备案管理办法(征求意见稿)》公开征求意见的通知)
(中国証券監督管理委員会、2021年12月24日公表、意見募集期限2022年1月23日)
25. 「市場主体受益所有者情報管理暫定規則(草案意見公募稿)」
(原文: 关于公开征求《市场主体受益所有人信息管理暂行办法(草案公开征求意见稿)》意见的公告)
(中国人民銀行、国家市場監督管理総局、2021年12月27日公表、意見募集期限2022年1月26日)
26. 「ネットワーク消費紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定(一)(意見募集稿)」
(原文: 《关于审理网络消费纠纷案件适用法律若干问题的规定(一)》(征求意见稿)向社会公开征求意见的公告)
(最高人民法院、2021年12月27日公表、意見募集期限2022年1月7日)
27. 「モバイルインターネットアプリケーションプログラム情報サービス管理規定(意見募集稿)」
(原文: 关于《移动互联网应用程序信息服务管理规定(征求意见稿)》公开征求意见的通知)
(国家インターネット情報弁公室、2022年1月5日公表、意見募集期限2022年1月20日)

中国最新法令 < 速報 >

セミナー情報

- セミナー [『中国「反外国制裁法」Q&A～日本企業が直面するリスクと留意点～』](#)
開催日時 2022年2月24日（木）10:00～12:00
講師 宇賀神 崇
主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「中国データ規制における下位規則制定の状況について」
掲載先 国際商事法務 Vol.50 No.1
著者 森 規光、柴 巍、崔 俊（共著）
- 本 『プラットフォームビジネスの法務〔第2版〕』
出版社 株式会社商事法務
著者 岡田 淳、高宮 雄介、中野 玲也、羽深 宏樹、古市 啓、岡野 智、宇賀神 崇、中野 進一郎、秋田 顕精、松本 亮孝、上田 優介、竹内 星七、速水 悠、逸見 優香、小林 花梨、佐野 剛史、徐 由、柴 巍、根橋 弘之、藤江 正礎
- 論文 「民法典制定による担保法制の整理と到達点と中国進出企業への影響」
掲載先 日本不動産学会誌 No.138
著者 石本 茂彦、張 超
- 論文 「中国環境関連法の概要」
掲載先 国際貿易 第2361号
著者 石本 茂彦

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国最新法令 < 速報 >

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、
山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、
福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、
重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚
姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、
吳馳、孟立恵、張雪駿、沈暘、李昕陽、崔北堤

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大厦 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大厦 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com